



白石町避難判断マニュアル

「災害に備える」

災害に強い白石町を目指して



平成 24 年 9 月発行
白石町役場総務課 交通防災係
TEL 0952-84-7111

目 次

町民のみなさんへ 1

第1 避難情報等の伝達について 1

第2 避難準備情報（自主避難）・避難勧告・避難指示の発令について.. 1
 避難準備情報（自主避難）発令 2
 避難勧告の発令 2
 避難指示の発令 2

第3 自主避難所と避難所の開設について 3
 地区（自主防災組織）での身近な一時避難所の設定を 3

第4 各種災害の避難にあたって 4
 第1編 豪雨災害（浸水・土砂災害） 5
 第2編 豪雨災害（河川はん濫） 8
 第3編 台風・高潮災害 10
 第4編 地震・津波災害 13
 第5編 原子力災害 15
 第6編 国民保護（武力攻撃・テロ） 16

第5 災害に備えて 17
 平常時から確認しておくこと 17
 避難時に注意すること 18
 避難所生活でのルールとマナー 19

白石町防災マップ 20

このマニュアルは、さまざまな災害や武力攻撃などから身を守るための避難に関することを記載しています。

災害は、いつやってくるのかわかりません。時には私たちの想像以上の事態をもたらすこともあります。「自分の身は自分自身で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えをもって、時期を逃さず適切に行動することが最も重要です。

白石町では、豪雨・台風・地震・津波等による災害の発生が予想される場合は、「避難準備情報（自主避難）」を呼びかけ、災害発生の危険度が増すごとに「避難勧告」、「避難指示」と発令の段階を上げることとしています。

これらの情報は、防災行政無線・ケーブルテレビ放送・広報車・町ホームページ・携帯電話などによって、町民のみなさんに伝えていきます。早め早めの対応を心がけてください。

第1 避難情報等の伝達について

◆ 白石町が発令する避難情報等は、次の方法によって町民みなさんに伝達します。

また、各地区の駐在員へ電話・FAXにより連絡をします。

- ① 防災行政無線（屋外スピーカー）
- ② ケーブルテレビ
- ③ 広報車による巡回広報
- ④ 町ホームページ
- ⑤ 携帯電話のエリアメール



◆ 地震や武力攻撃など対処に時間的余裕がない場合は、防災行政無線から国が直接緊急情報を発信します。

- ① 全国瞬時警報システム（J-ALERT: ジェイアラート）

第2 避難準備情報（自主避難）・避難勧告・避難指示の発令

白石町では、気象、六角川・塩田川の水位、有明海の潮位状況、土砂災害警戒情報や地震津波等の情報を基に、災害の発生が予想される場合は、

- 段階① 「避難準備情報（自主避難）」
- 段階② 「避難勧告」
- 段階③ 「避難指示」 を3段階で発令します。

これらの違いをあらかじめ理解しておくことが、「自らの身を守る」こととなります。また、自らの判断で早めに避難することも重要です。

段階① 避難準備情報（自主避難）の発令 チャイムから避難を呼びかけます

避難準備情報の発令 (自主避難所の開設)	○人的被害の発生する可能性がある場合に発令します。 ※自主避難対象地区の住民に対して自主避難所を開設します。
■町民の皆さんに求める 行動	①災害時要援護者（障がい者・高齢者、子どもなど）や不安を感じる方は、この時点で自主的に自主避難所へ避難が始めることが重要です。 ②災害時要援護者でない方は、今後の気象情報等に注意し、いつでも避難ができるよう準備を整えてください。



段階② 避難勧告の発令 サイレン警鐘から避難を呼びかけます

サイレン警鐘パターンI:○ウー(5秒)避難呼掛け⇒○ウー(5秒)避難呼掛け

避難勧告の発令 (避難所を開設)	○対象地区の土地建物などに被害が発生するおそれがある場合に住民に対して発令します。 ※対象地区住民に対して避難所を開設します。
■町民の皆さんに求める 行動	①避難対象地区の住民は避難所へ避難してください。 ②火の始末と戸締まりを行ってください。 ③非常用持出品を持って避難してください。 ※隣近所等（自主防災組織）で声を掛け合い・助け合って、速やかに避難所へ避難します。



段階③ 避難指示の発令 サイレン警鐘から避難を呼びかけます

サイレン警鐘パターンII:○ウ(3秒)○ウ(5秒)避難呼掛け⇒○ウ(3秒)○ウ(5秒)避難呼掛け

避難指示の発令 (避難所を開設)	○避難勧告よりも緊急度が高い場合、または「災害が発生したとき」に発令します。
■町民の皆さんに求める 行動	①避難対象地区住民は直ちに避難所に避難します。

※避難勧告、避難指示が発令されても安全に避難所へ避難できない場合は、身の安全の確保に努めてください。

第3 自主避難所と避難所の開設について

白石町では、「避難準備情報（自主避難）」を呼びかけた時点で、職員を配置して、「自主避難所」を開設し、地域の防災拠点とします。その後に「避難勧告」・「避難指示」を発令した場合は、その時点で必要な地域に「避難所」を開設します。

地 域	自主避難所		避 難 所	
	施 設 名	電 話	施 設 名	電 話
白石地域	白石町総合センター	84-6925	白石町総合センター	84-6925
	白石町健康センター	84-6925	白石町健康センター	84-6925
			白石社会体育館	84-6432
			白石中学校	84-2411
			白石小学校	84-2006
			六角小学校	84-2009
			須古小学校	84-2219
			三近堂コミュニティセンター	84-3445
			北明小学校	84-2240
福富地域	福富ゆうあい館	87-2171	福富ゆうあい館	87-2171
			福富社会体育館	87-2931
			福富中学校	87-3531
			福富小学校	87-3126
有明地域	有明スカイパークふれあい郷	65-3366	有明スカイパークふれあい郷	65-3366
	有明公民館	65-3135	有明公民館	65-3135
			有明中学校	65-2127
			有明東小学校	65-4038
			有明西小学校	65-4137
			有明南小学校	65-4169

※ 避難に関する発令は、避難対象地区を限定しているか、町内全域なのか確認が必要です。
※ 「避難勧告」「避難指示」が発令された場合は最寄りの避難所に避難してください。

地区（自主防災組織）での身近な一時避難所の設置を

白石町が開設する自主避難所等だけでは限りがあります。また、自宅から自主避難所までが距離があり、直ぐにいけないという場合も考えられます。そうした時に備えて、地区の実情に応じ、地区（自主防災組織）自らで対応していただく「一時避難所」をあらかじめ設定していただくことが大切です。

【例えば】 ①公民館 ②集会所 ③お寺や神社 ④個人の家・事務所 など

※浸水危険のないことや土砂災害危険箇所付近以外にあることが重要です。

※設定場所を決定・変更した場合は、総務課交通防災係へ連絡ください。

第4 各種災害の避難にあたって

避難にあたっては、自分の身は自分で守る「自助」、そして隣近所で声を掛け合い、助け合う「共助」を基本とし、余裕を持って早めの対応に心がけてください。

なお、避難勧告または避難指示が発令された場合には、消防団・警察等の誘導に従って、直ちに避難してください。

◎自主避難所開設時に早めの避難を

- ー災害時要援護者（障がい者・高齢者・子ども等）、
または、これまで被害や危険な目にあった方は決断！！ー

★災害事前対策 ～備え～ ・備えあれば被害なし！！

第1 白石町避難判断マニュアルで災害に対応した避難行動のチェック

- ① 各種災害に対応した情報収集、避難行動を決めておく。
- ② 災害に対する危機意識を持ち、危険レベルを把握しておく。

※日頃から家族や地域の皆さんと防災について話し合い、万一のときにどのような行動をとるかお互いよく確認しあっておきましょう。

第2 白石町防災マップ（ハザードマップ）で災害危険箇所のチェック

- ① 白石町の浸水想定区域と浸水程度をチェック。
- ② 山間部の土砂災害危険箇所（土石流・急傾斜・地すべり）をチェック。
- ③ 避難所及び避難経路のチェック。

※日頃から浸水や土砂災害が起こりそうな危険な場所を把握し、避難経路に危険箇所がないか確認が重要です。

第3 自主防災組織の結成と地区連絡網の確立

- ① 自主防災組織を結成し、地域で連絡網を確立する。
- ② 避難時は自主防災組織を中心に、初期行動を円滑に。

※日頃から地区単位で災害に備える体制を確立することが大切です。自主防災組織を結成し、災害に対する訓練・行動計画・連絡体制を整えましょう。

また、自主防災組織の中で町・災害対応機関との連絡体制も構築しましょう。

第1編 豪雨災害（浸水・土砂災害）

豪雨災害（浸水・土砂災害）の警戒期、発生期・対応期における町の体制、町民の行動および気象台や町などが発信する各種情報についてまとめています。

災害発生が予想される時は、特に情報入手に努め、有効な情報の収集手段を決めておくことが大切です。

災害から身を守るためには正確な情報を早く入手することから始まります。

◎体系図





◎白石町内の浸水災害危険箇所は、山間部を除く町内全域で可能性があります。

想定浸水水深値	想定浸水区域
0.5m未満	白石地域 1/4・福富地域 1/4・有明地域 1/4
0.5～1.0m未満	白石地域 1/4・福富地域 1/2・有明地域 1/4
1.0～2.0m未満	白石地域 1/2・福富地域 1/4・有明地域 1/2
2.0～5.0m未満	白石町大渡の一部・白石町牛間田の一部
5.0m以上	河川氾濫・堤防決壊・津波の場合は町内全域可能性有

※詳しくは、白石町防災マップを確認し、自宅付近ではどのくらいの浸水になるのかの目安にしてください。

土砂災害危険に対して

◎白石町内の土砂災害危険箇所は、114箇所

- ・土石流危険区域 18箇所
- ・急傾斜危険区域 93箇所
- ・地すべり危険区域 3箇所

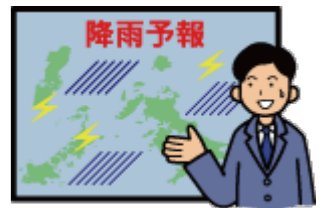
※詳しくは、白石町防災マップで自宅付近が危険箇所に指定されていないかを確認してください。

土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、大雨により土砂災害の危険度が高まった時に県と気象台が共同で、市町単位に発表されます。

土砂災害警戒情報は降雨から予測可能な土砂災害のうち、土石流やがけ崩れを対象としています。降っている雨量と2時間先の予測雨量をもとに^{*}土壌雨量指数が定められている基準値を上回れば発表されます。

※土壌雨量指数・・・降った雨が土壌にどれだけたまっているか計算し土砂災害の危険性を示しています。



土砂災害の主な前兆現象

このような現象を見たり、聞いたら土砂災害の危険がせまっています！できるだけ早くまわりの人と安全な場所に避難するとともに、町など最寄りの公的機関にご連絡をお願いします。

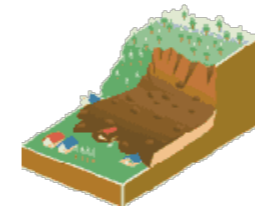
☆土石流



こんなことがあったら危険！！

- ①異様な山鳴りがする。
- ②雨が降っているにもかかわらず、川の水位が下がる。
- ③川の水が急に濁った、流木が混ざり始める。
- ④異様なにおい。(腐った土のおいがする)

☆がけ崩れ



- ①斜面に亀裂がはいる。
- ②斜面から水が湧き出してくる。
- ③斜面から小石がパラパラ落ちてくる。
- ④斜面から木の根が切れる等の異様な音がする。

☆地すべり



- ①異様な地・山鳴りがする。
- ②木の根が切れる等の異様な音がする。
- ③亀裂や段差が発生してくる。

第2編 豪雨災害（河川はん濫）

河川はん濫災害

◎指定河川洪水予報

河川の増水やはん濫などに対する危険情報は、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位または流量を示した洪水（はん濫危険）の予報がされます。

・白石町の対象河川は、六角川と塩田川です。

・国又は県と気象台が共同で行う予報です。

基準地点の水位が、各危険度レベル水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに各危険レベルの情報を発表します。

☆洪水の危険度レベルと洪水予報発表例

洪水の危険度レベル	洪水予報の標題	水位の名称	白石町が行う行動及び白石町民に求める行動
レベル5	はん濫発生情報	（はん濫発生）	逃げ遅れた住民の救助等 新たにはん濫が及ぶ区域住民の避難誘導
レベル4	はん濫危険情報	はん濫危険水位	住民の避難完了
レベル3	はん濫警戒情報	避難判断水位	町は避難勧告等の発令を判断 住民は避難開始を判断
レベル2	はん濫注意情報	はん濫注意水位	町は避難準備情報等の発令を判断 住民は、はん濫に関する情報収集・避難準備
レベル1	（発表なし）	水防団待機水位	水防団待機 ※危険度レベルが上がる可能性があるとき

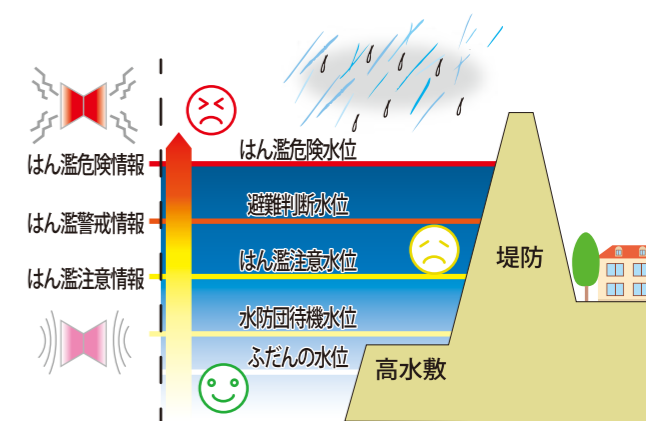
上記とは別に、気象台が単独で行う注意報や警報の中にも洪水注意報や洪水警報があります。これは、対象地域にある不特定の河川の増水における災害に対して発表されます。

河川を特定しないため水位や流量の予測は行われていません。

☆危険度レベル水位の目安

河川の水位情報のイメージは右図のとおりです。

その時点の総雨量、その後の降雨量の予測等から河川水位の上昇を予測し、自主的な避難を判断することが重要です。



●六角川

水系名：六角川水系

河川名：六角川

観測所名：潮見橋（武雄市橋町大字大日字郷ノ木）

水位の名称	水防団待機水位	はん濫待機水位	避難判断水位	はん濫危険水位
基準値水位	1.50m	2.50m	2.80m	3.10m

※河川管理者（国土交通省 武雄河川事務所）

- ・インターネットでは、国土交通省[川の防災情報]を検索し閲覧できます。
（観測所は六角橋・河口堰にもありますが、基準値水位の設定はありません。）
- ・デジタルTV(NHK)のDボタンから河川水位・雨量の情報を収集できます。

●塩田川

系名：塩田川水系

河川名：塩田川

観測所名：塩田橋（嬉野市塩田町大字馬場下）

水位の名称	水防団待機水位	はん濫待機水位	避難判断水位	はん濫危険水位
基準値水位	4.06m	4.43m	4.52m	5.44m

※河川管理者（佐賀県 鹿島土木事務所）

- ・インターネットでは、国土交通省[川の防災情報]を検索し、閲覧できます。

◎河川が氾濫し、道路冠水してからの避難は大変危険

大雨の時は、情報収集・避難準備を早めに開始し、冷静な判断で迅速な避難行動をとれる体制を整えておくことが大切です。

道路が冠水すると側溝や水路・河川の境が判断できなくなるため、この時点での避難は大変危険です。早めの避難が大切です。

第3編 台風・高潮災害

台風災害

台風は、毎年のようにわが国に襲来し、きわめて大きな災害をもたらすことがあります。
台風が発生して日本に近づくと、天気予報等では台風に関する情報を発表し、テレビ、ラジオ新聞が一斉に台風の動きを伝えます。

台風の大きさ目安

- 「大型台風」または「大きい台風」
 - ・風速15m/秒以上の半径が500km～800km未満
- 「超大型台風」または「非常に大きい台風」
 - ・風速15m/秒以上の半径が800km以上



台風の強さ目安

- 「強い台風」
 - ・最大風速33m/秒以上～44m/秒未満
- 「非常に強い台風」
 - ・最大風速44m/秒以上～54m/秒未満

●風の強さ目安

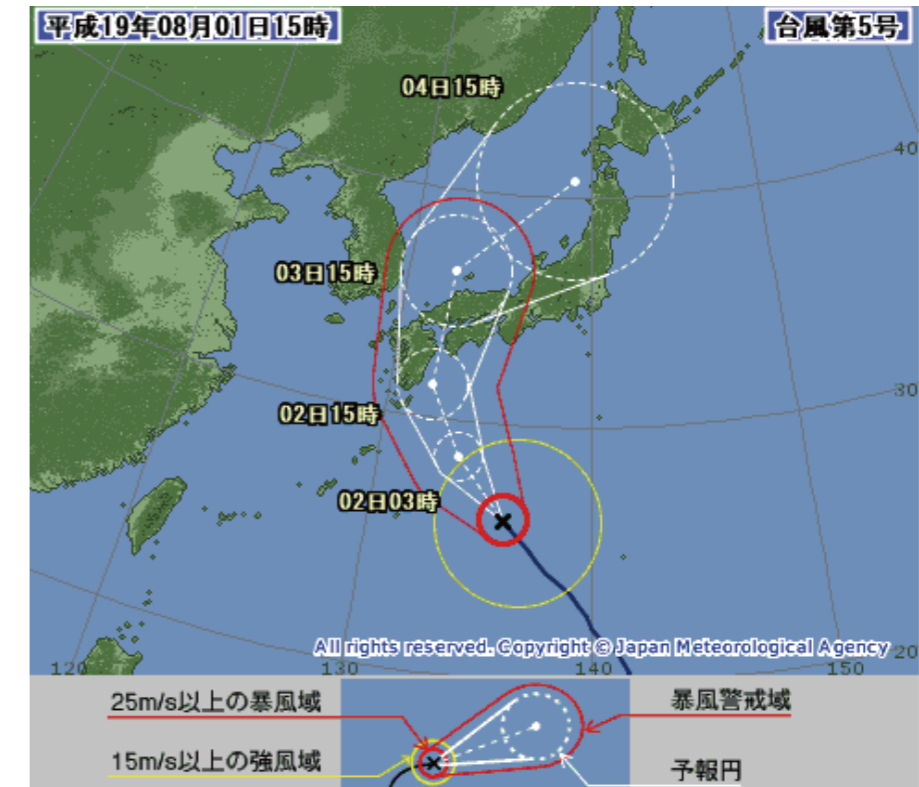
風速10m/s	雨傘をさしていると壊れる	風速40m/s	立木が倒れる。雨戸が吹きとぶ。
風速20m/s	まっすぐ立っているのが困難	風速50m/s	屋根がとぶ。小石が飛び散る。
風速30m/s	瓦がはがれる。歩行が困難	風速60m/s	木造家屋が倒れる。

◎台風の進路予報

点線の円は予報円で、台風が中心が到達すると予想される範囲を示しています。
予報円の外側を囲む赤色の実線は暴風警戒域で台風が予報円内に進んだ場合に暴風域に入るおそれのある範囲全体を示しています。

◎時間割毎の予報

12、24時間予報は3時間毎に、48、72、96、120時間予報は6時間毎に発表される。
台風が日本に接近し、重大な災害が発生するおそれがある場合には、3、6、9、15、18及び21時間後の予想を発表されることもある。



高潮災害

海面は、月や太陽の引力によりほぼ1日に1～2回の割合で周期的に満潮と干潮を繰り返します。そのため、海面の高さ（潮位）を前もって計算（推算潮位）しておくことができます。

しかし、台風に伴う風が沖から海岸に向かって吹くと、海水は海岸に吹き寄せられて「吹き寄せ効果」と呼ばれる海岸付近の海面の上昇が起こります。

また、台風が接近して気圧が低くなると海面が持ち上がります。これを「吸い上げ効果」と呼ばれ、台風の中心やそのまわりでは、気圧に応じ海面が高くなります。

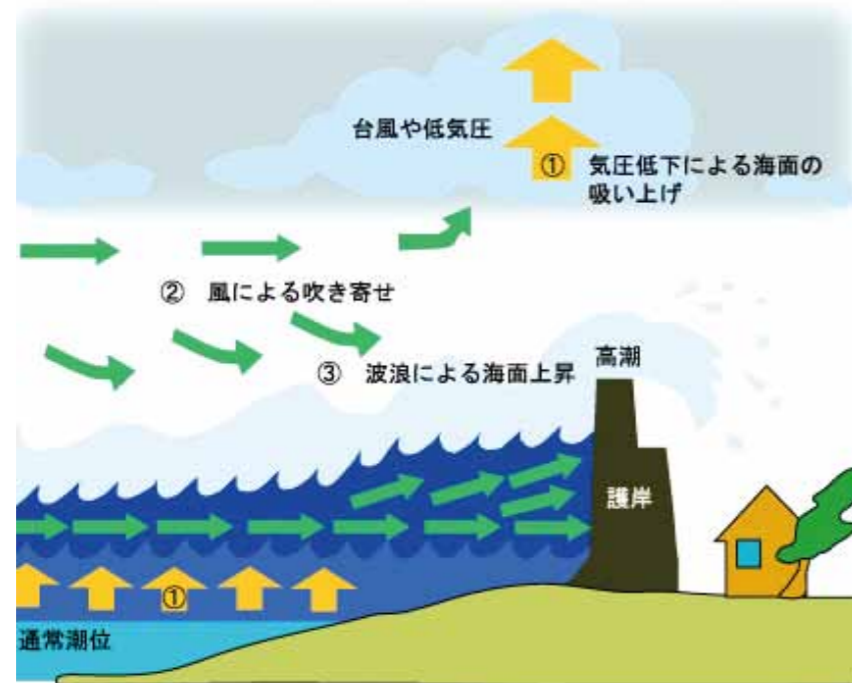
このようにして起こる海面の上昇を高潮と呼びます。

高潮の発生原因

- ①気圧低下による海面の吸い上げ
- ②風による吹き寄せ
- ③波浪による海面上昇

台風接近の際は特に警戒必要





※① 気圧低下では、気圧が1 hPa 低いと海面は約1 cm 上昇します。例えば 1000hPa の所へ中心気圧が 950hPa の台風が来れば、台風の中心付近では海面は約 50cm 高くなり、その周りでも気圧に応じて海面は高くなります。

※② 吹き寄せによる海面上昇は風速の2乗に比例し、風速が2倍になれば海面上昇は4倍になります。

※③ 波が海岸に近づいて砕けると、多量の海水が岸に運ばれ、沖に急速に戻ることができず、岸側に留まるようになり、海面が上昇します。波が大きいほど、波浪による海面上昇も大きくなります。

夏から秋にかけては潮位が高い！

台風が日本によく接近する 8 月から 9 月にかけては、平均潮位が一年のうちで最も高い時期でもあります。

この時期に大潮の満潮と台風の接近が重なると、高潮による浸水の可能性が高くなります。

台風が近づいて波が高くなってきたときは、海での作業を早めに切り上げる。特に、高波を見るために海岸へ出かけたりして、高波にさらわれる事故が毎年発生しています。

第4編 地震・津波災害

地震災害

地震・火山活動の源は、プレートの動きです。日本は複数のプレートが接している境界に位置し世界でも有数の地震国です。



☆地震の震度階級と揺れの状況

震度0	人は揺れを感じません。
震度1	屋内にいる人で揺れを感じる人もいます。
震度2	屋内にいる人で揺れを感じる人もいます。
震度3	棚の食器が音をたてることがあります。
震度4	眠っている人のほとんどが目覚めます。歩行中の人も揺れを感じます。
震度5弱	家具が動いたり、食器や本が落ち窓ガラスが割れることもあります。
震度5強	タンスなどの重い家具が倒れたり、自動販売機が倒れることもあります。
震度6弱	立っていることが難しく、壁のタイルや窓ガラスが壊れ、ドアが開かなくなります。
震度6強	這わないと動くことができません。重い家具のほとんどが倒れ、戸が外れて飛びます。
震度7	自分の意思では行動できなくなります。大きな地割れや地滑り、山崩れが発生します。

☆地震発生時の対応

丈夫なテーブル・机の下に隠れて身の安全確保。



コンロなどの火はゆれが治まってから消す。



戸を開いて出入口の確保。



テレビやラジオをつけて地震津波に関する情報収集。



避難時は電気のブレーカーを切りガスの元栓を閉める。

津波災害

津波による災害の発生が予測される場合に、地震が発生してから約3分を目標に津波警報（大津波、津波）または津波注意報が発表されます。



☆津波警報・注意報の種類

種類		解説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m、4m、6m、8m、10m以上
	津波	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m、2m、
津波注意報		高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

◎津波警報・注意報が発令された時の対応

- ①海岸から離れ、より高い場所へ逃げる。
強い地震を感じたとき・弱い震度であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ②警報や注意報が解除されるまで警戒し、油断は禁物。
津波は2回、3回と繰り返し襲ってくる場合が多く、第1波よりも第2波、第3波のほうが大きいといわれています。
第1波で油断しないように十分警戒をしてください。また警報や注意報が解除されるまでは、海岸には絶対に近づかないでください。
- ③正しい情報を入手。
ラジオ、テレビ、防災行政無線などから正しい情報を入手し、次にとる行動に備えましょう。



第5編 原子力災害

原子力災害

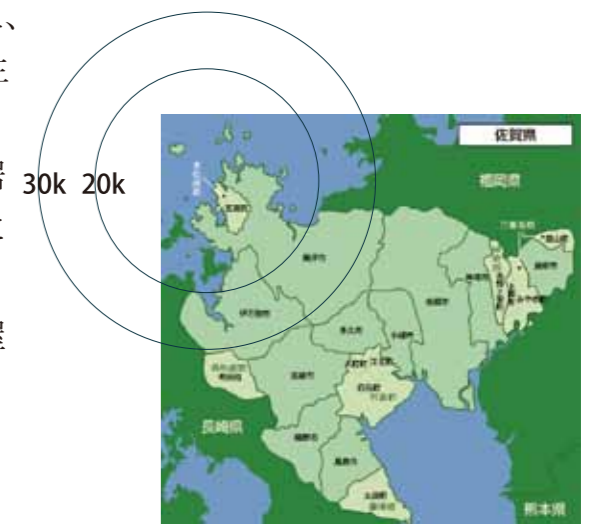
福島第一原子力発電所における原子力災害を踏まえ、玄海原子力発電所で同様の原子力災害が万が一に発生した場合を想定しています。

まず、玄海原子力発電所から半径20kmの円内に居住する住民については、屋内退避及び避難誘導計画に基づき避難されます。

半径20～30kmの円内に居住する住民については屋内退避や避難が必要な場合に備えられます。

白石町の公共施設が避難先として指定されており、町外の住民が避難されます。

また、県内全域に設置される緊急時モニタリングポストにより、大気中の放射線量が調査されます。



◎原子力災害が発生した時の対応

白石町は、玄海原発から50キロ圏内に位置します。慌てずテレビ・ラジオ・防災行政無線・ケーブルテレビなどで正しい情報の収集に努めてください。



- ・ 全ての窓・扉等の開口部を閉じ、全ての空調設備・換気扇等を閉めて、屋内への外気流入を防止する。
- ・ 玄海原発から30キロ圏内へはできる限り近づかない。
- ・ 外出時は車移動・マスク・肌が露出しない服装・帽子着用で対応する。

※ 町から避難の指示が出た場合は、指示に従って落ち着いて行動しましょう。

武力攻撃・テロ

第6編 国民保護（武力攻撃・テロ）

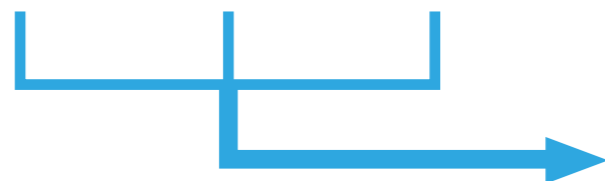
国民保護法においては、国は武力攻撃やテロなどから国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があるときは警報を発令して皆さんに危険な状態になったことをお知らせすることになっています。

◎想定する事態の一覧表：武力攻撃や大規模テロ等の事態を想定

事態	事態類型
武力攻撃事態	1. 着上陸侵攻 2. ゲリラ・特殊部隊による攻撃 3. 弾道ミサイル攻撃 4. 航空攻撃
大規模テロ等 (緊急処理事態)	1. 危険物質を有する施設への攻撃（ガス貯蔵施設等） 2. 大規模集客施設等への攻撃（駅、列車、劇場等） 3. 大量殺傷物質による攻撃（炭疽菌、サリン等） 4. 交通機関を破壊手段とした攻撃（航空機による自爆テロ）

◎警報が発令されたら

原則として防災行政無線のサイレンを使用して皆さんに注意が呼びかけられます。そしてテレビ・ラジオ・防災行政無線等で警報の内容が伝えられます。



みなさんへ

※町から避難の指示が出た場合は、指示に従って落ち着いて行動しましょう。

災害に備えて

平常時から確認しておくこと

普段から万が一の事態に備えて準備しておきましょう。

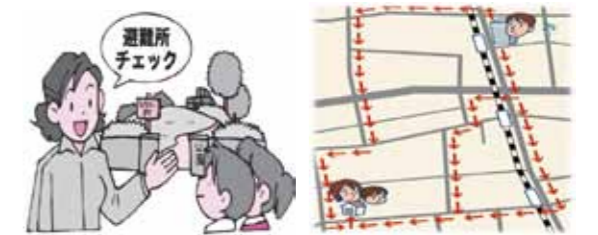
家族で確認

- 白石町避難判断マニュアル・防災マップ（ハザードマップ）を確認しておきましょう。
- 家族で災害時の連絡体制や行動を話し合っておきましょう。



避難所の確認

- 近い避難所を2ヶ所以上確認しておきましょう。
- 避難所までの経路に危険個所がないか事前に確認しておきましょう。



非常持出品の確認

- 持出品は日頃から準備しておきましょう。
- 持出品は置き場所を決めておきましょう。
- 非常食や飲料水は定期的に取り替えましょう。



情報の確認

- 日頃からテレビやラジオ・インターネット等で気象情報や災害情報に注意を払いましょう。
- 町からの情報に注意し、近所の方々と情報交換をしましょう。



準備しておきたい非常時持出品

- ろうそく・ライター（着火するか確認を）
- 医薬品（消毒薬・胃腸薬・包帯・絆創膏等の用意）
- 飲料水・非常食（賞味期限等の確認を）
- 現金・貴重品（保管場所を決めて）
- 懐中電灯（夜間すぐ手に取れるところに）
- ヘルメット・防災頭巾（頭の保護のため）
- ラジオ（故障等ないか確認を）
- ビニール袋（大）（防寒や簡易トイレにも役立つ）
- 乾電池（懐中電灯・ラジオ用の予備に）
- つえ・棒（避難時に経路の状況確認用で役立つ）

※災害時に困らないように、常備しておきましょう。

災害に備えて

避難時に注意すること

避難勧告があった場合速やかにその指示に従いましょう。

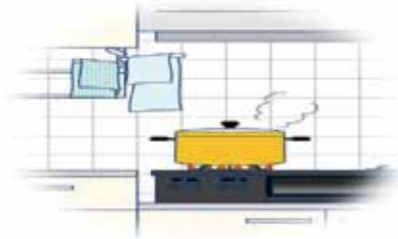
服装に注意

- 動きやすい服装にしましょう。
- 長靴は水がはいると動けなくなるため、履物は運動靴等にしましょう。
- 頭を保護するヘルメット・頭巾等をかぶりましょう。



火の始末と戸締りに注意

- 電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉めましょう
- 戸締りは確実にしましょう。



身の回りの安全注意

- 徒歩で避難しましょう。
車での避難はかえって危険があります。
- 避難時の荷物はリュックなどに入れ、両手が使えるような状況で避難しましょう。
- 浸水場所を歩く時は、つえや棒でマンホールや側溝などを確認して安全な避難をしましょう。



状況の変化に注意

- 不安を感じたら早めに避難しましょう。
- 特に高齢者・子ども・身体に障がいがある方がお住まいの世帯では早めの避難が必要です。
- 避難する時は、近所の人達と声を掛け合い一緒に避難しましょう。



避難所マーク

災害発生時に避難する所を指定する災害標識

災害に備えて

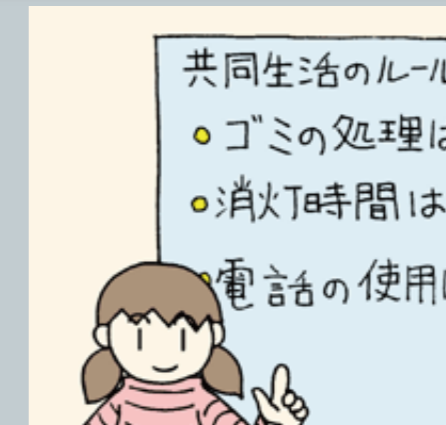
避難所生活でのルールとマナー

避難所生活は共同生活です。ルールとマナーを守り、みんなで支えあいましょう。

阪神・淡路大震災や新潟中越地震の避難所生活では、狭い・寒い・トイレが使えないなどの過酷な住環境、うるさい・臭いなど集団生活によるトラブルの発生、ストレスからくる持病の悪化などの問題が発生し、このようなつらい避難所生活のために亡くなった方もいました。避難所生活は共同生活です。マナーとルールを守り、みんなで支え合いましょう。

避難所生活でのルールとマナー

- ゆずりあい・支えあいの心で生活しましょう。
- 生活の和を乱さないようにルールは必ず守りましょう。自分勝手な言動・行動は控えましょう。
- プライバシーを尊重し、むやみに他人の場所に立ち入らないようにしましょう。
- 介護が必要な方は、原則として家族で介護を行ってください。
(ただし、家族がいない方や家族だけでは対応しきれない場合は、介護サービスが可能な避難所への移送を考えましょう。)
あらかじめ災害時要援護者台帳に登録しておきましょう。
- 高齢者や病気の人・身体の不自由な方・妊婦の方・乳幼児を抱えた方などへの気配りも忘れずをお願いします。
- 救援物資の配給が始まったら、秩序ある配分を心がけましょう。
また、要援護者等を優先して配給しましょう。
- 仮設トイレの使用・火気の扱い・タバコ・ゴミの捨て方など避難所での取り決めは、必ず守りましょう。
- 避難所から別の場所へ移動し離れる時は、必ず避難所運営者等に連絡し、一声かけてください。



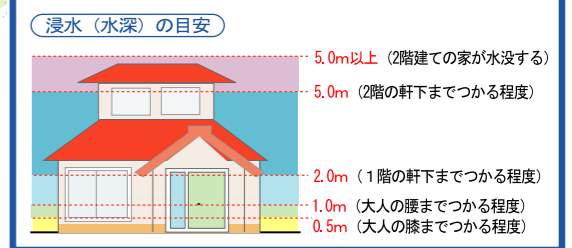
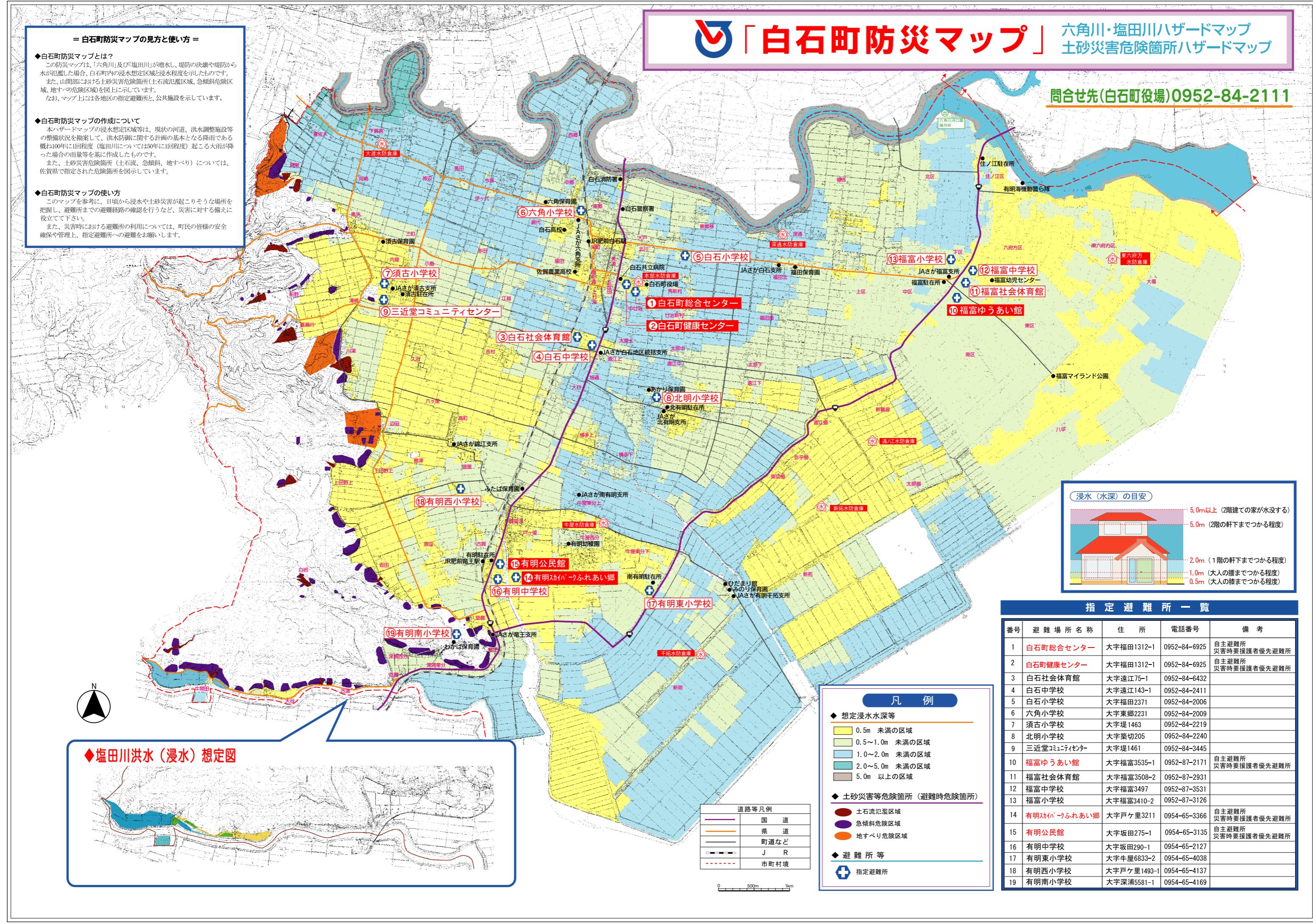
「白石町防災マップ」

六角川・塩田川ハザードマップ
土砂災害危険箇所ハザードマップ

問合せ先(白石町役場)0952-84-2111

＝白石町防災マップの見方と使い方＝

- ◆白石町防災マップとは？
この防災マップは、六角川及び塩田川が増水し、堤防の決壊や堤防から水が氾濫した場合、白石町内の浸水想定区域と浸水程度を示したものです。また、山間部における土砂災害危険箇所(土石流氾濫区域、急傾斜危険区域、地すべり危険区域)を図上に示しています。なお、マップ上には各地区の指定避難所と、公共施設を示しています。
- ◆白石町防災マップの作成について
本ハザードマップの浸水想定区域等は、現状の河道、洪水調整施設等の整備状況を勘案して、洪水防衛に関する計画の基本となる降雨である概ね100年に1回程度(塩田川については50年に1回程度)起こる大雨が降った場合の雨量等を基に作成したものです。また、土砂災害危険箇所(土石流、急傾斜、地すべり)については、佐賀県で指定された危険箇所を示しています。
- ◆白石町防災マップの使い方
このマップを参考に、日頃から浸水や土砂災害が起こりそうな場所を把握し、避難所までの避難経路の確認を行うなど、災害に対する備えに役立ててください。また、災害時における避難所の利用については、町民の皆様ご自身の安全確保や管理上、指定避難所への避難をお願いします。

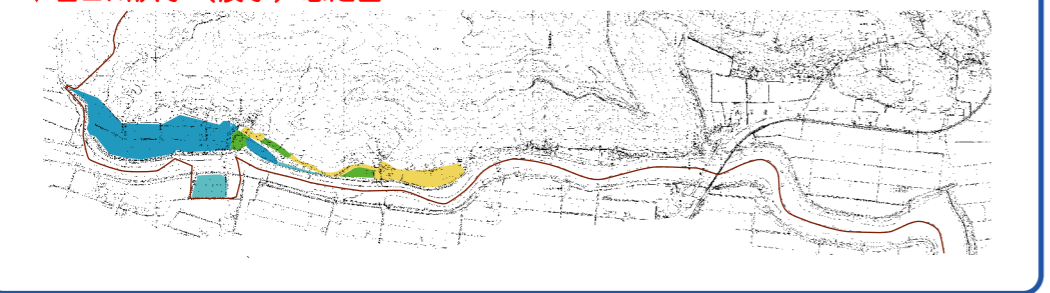


- ### 凡例
- ◆ 想定浸水水深等
 - 0.5m 未満の区域
 - 0.5～1.0m 未満の区域
 - 1.0～2.0m 未満の区域
 - 2.0～5.0m 未満の区域
 - 5.0m 以上の区域
 - ◆ 土砂災害等危険箇所(避難時危険箇所)
 - 土石流氾濫区域
 - 急傾斜危険区域
 - 地すべり危険区域
 - ◆ 避難所等
 - 指定避難所

- ### 道路等凡例
- 国 道
 - 県 道
 - 町道など
 - J R
 - 市町村境



◆塩田川洪水(浸水)想定図



指定避難所一覧

番号	避難場所名称	住所	電話番号	備考
1	白石町総合センター	大字福田1312-1	0952-84-6925	自主避難所 災害時要援護者優先避難所
2	白石町健康センター	大字福田1312-1	0952-84-6925	自主避難所 災害時要援護者優先避難所
3	白石社会体育館	大字遠江75-1	0952-84-6432	
4	白石中学校	大字遠江143-1	0952-84-2411	
5	白石小学校	大字福田2371	0952-84-2006	
6	六角小学校	大字東郷2231	0952-84-2009	
7	須古小学校	大字堤1463	0952-84-2219	
8	北明小学校	大字築切205	0952-84-2240	
9	三近堂コミュニティセンター	大字堤1461	0952-84-3445	
10	福富ゆうあい館	大字福富3535-1	0952-87-2171	自主避難所 災害時要援護者優先避難所
11	福富社会体育館	大字福富3508-2	0952-87-2931	
12	福富中学校	大字福富3497	0952-87-3531	
13	福富小学校	大字福富3410-2	0952-87-3126	
14	有明幼稚園	大字戸ヶ里3211	0954-65-3366	自主避難所 災害時要援護者優先避難所
15	有明公民館	大字坂田275-1	0954-65-3135	自主避難所 災害時要援護者優先避難所
16	有明中学校	大字坂田290-1	0954-65-2127	
17	有明東小学校	大字牛屋6833-2	0954-65-4038	
18	有明西小学校	大字戸ヶ里1493-1	0954-65-4137	
19	有明南小学校	大字深浦5581-1	0954-65-4169	

居安思危

安きに居りて、危うきを思う

思則有備

思えば則ち、備えあり

有備無患

備えあれば、患い無し